

岩手県告示第138号

環境基本法の規定に基づく水質の汚濁に係る環境基準の類型を当てはめる水域の指定（平成22年岩手県告示第309号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後				
水 域	類 型	達成期間	備 考	水 域	類 型	達成期間	備 考	
[略]				[略]				
陸中海岸 北部水域	[略]	[略]	[略]	陸中海岸 北部水域	[略]	[略]	[略]	
[略]				[略]				
陸中海岸 (三陸南 部水域)	吉浜川（吉浜 川本流）	[略]		陸中海岸 (三陸南 部) 水域	吉浜川（吉浜 川本流） <u>大川（大川本 流であって宮 城県に属する 部分を除いた もの）</u>	生物A	直ちに達 成	令和4年 3月18日 適用
大船渡湾 水域	[略]			大船渡湾 水域	[略]		直ちに達 成	平成22年 3月31日 適用
[略]				[略]				
[略]				[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。